

平成十九年十一月十六日受領  
答弁第一九四号

内閣衆質一六八第一九四号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
町村信孝

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問に対する答弁書

一について

批判とは、一般に、批評し判定することを意味すると承知している。

二及び三について

町村内閣官房長官は、御指摘の記者会見において、高村外務大臣を批判するとの趣旨ではない旨及び拉致問題の進展についての政府の考え方に変更がない旨を明らかにしており、また、政府として、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するとの方針に変わりはないことから、先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六一号）二から五までについてでその旨をお答えしたものである。

四から六までについて

何をもって「十分精査」及び「表面的な内容」と判断すべきかが必ずしも明らかでないことから、お尋ねについては、確定的にお答えすることは困難であるが、先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六一号）二から五までについてでお答えしたとおり、御指摘の町村内閣官房長官の発言は、御指摘の記者会見において御指摘の高村外務大臣の発言に関する指摘を受けて行われたものである。

七について

二及び三についてでお答えしたとおり、町村内閣官房長官は、御指摘の記者会見において、高村外務大臣を批判するとの趣旨ではない旨を明らかにしており、「町村官房長官が高村外務大臣の発言に対して記者会見という公の場で批判した」との御指摘は当たらない。